

指定工事店制度の広域的運用について（通知）

圏域経済の活性化と圏域内人口 200 万人超の維持を目指す「200 万人広島都市圏構想」の一環として、平成 30 年 7 月 1 日から一定の要件を備えた指定工事店については、市町間で連携して指定工事店の情報を交換することにより、特例として更新申請・異動届の添付書類を一部省略しています。

1 広島都市圏内での共通事項

(1) 特例の対象となる指定工事店

特例の対象となるのは、次のいずれにも該当する指定工事店です。

ア 連携市町のいずれかの区域内に営業所を置いていること。

イ 上記アの営業所について、その所在地を管轄する連携市町（以下「地元市町」という。）から指定を受けていること。

○ 連携市町

区 分	市 町
広島県	広島市，呉市，竹原市，三原市，三次市，大竹市，東広島市， 廿日市市 ，安芸高田市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，安芸太田町，北広島町，大崎上島町，世羅町
山口県	岩国市，柳井市，周防大島町，和木町，田布施町，平生町

（注）・平成 30 年 7 月 1 日から、広島県の連携市町内に営業所を置く指定工事店は、山口県の連携市町に新規申請をすることができます。詳細は、各市町にお問い合わせください。

・新規申請は、特例による添付書類の省略はできません。

・令和 7 年 4 月 1 日から連携市町に三次市が追加になりました。

(2) 特例を適用される市町

特例の対象となる指定工事店は、地元市町を除く連携市町に提出する更新申請・異動届の添付書類を一部省略できます。

（注）地元市町では、添付書類を一部省略する特例はありません。

○ 参考事例（網掛け部分が特例を適用される市町）

廿日市市内に営業所を置く A 工事店、広島市内に営業所を置く B 工事店の例。

両工事店とも、廿日市市・広島市・呉市・庄原市で指定を受けているものとします。

市町	特例の適用	
	A 工事店	B 工事店
廿日市市	なし（地元市町）	あり
広島市	あり	なし（地元市町）
呉 市		あり
庄原市	なし（連携市町でない。）	

2 廿日市市での更新申請・異動届に関する事項

廿日市市での添付書類や様式等は、次のとおりです。

(1) 廿日市市での添付書類

① 営業所所在地が本市以外の指定工事店（網掛け部分が特例を適用する書類）

原則の添付書類	特例による添付書類
・ 誓約書 ・ 定款（寄付行為）の写し（法人） ・ 登記事項証明書（法人） ・ 住民票記載事項証明書（個人） ・ 営業所の平面図、付近見取図、写真 ・ 設備及び器材の明細書、写真	・ 地元市町から交付を受けた 指定工事店証の写し
・ 専属する責任技術者の名簿、責任技術者証の写し ・ 雇用関係を証する書類 （※責任技術者の変更については、添付書類の省略はできません）	

② 営業所所在地が本市にある指定工事店

廿日市市が地元市町になるため、廿日市市への更新、異動の届け出の特例は該当しません。原則の添付書類が必要です。

（1 広島都市圏内での共通事項 （2）のとおり）

(2) 異動届の提出に当たっての留意点

ア まず、地元市町に変更（異動）を届け出てください（添付書類は現行のとおり）。

イ 地元市町が、変更（異動）内容を反映した指定工事店証を交付します。

ウ 交付を受けた指定工事店証の写し等を添付して、指定を受けている別の連携市町に届出を行ってください。

○ 別の連携市町内へ営業所を移転させた場合

移転先の市町で指定を受けているときは、引き続き特例は適用されます。

① 移転先の市町が地元市町になりますので、まず、移転先の市町に所在地の変更（異動）を届け出てください（添付書類は現行のとおり）。

② 以降の手続きは、上記イ・ウと同じです。

(3) 特例に該当しなくなったときの届出

連携市町でない市町内へ営業所を移転させたときや、地元市町から指定の取消し（停止）処分を受けたときなどは、特例に該当しなくなります（行政としては、指定工事店に関する情報交換ができなくなるため、原則の添付書類が必要になります。）。

更新申請や変更（異動）の届出の際に添付書類を一部省略された指定工事店は、特例に該当しなくなったときには、特例を適用された市町に対し、その旨を届け出るとともに、原則の添付書類一式（責任技術者に関する書類を除く。）を提出してください。

(4) 更新申請・異動届等の各種様式

申請書・異動届等の各種様式は、**本市ホームページに掲載**していますので、手続の際、本市ホームページから印刷して使用してください。

(5) 手数料

申請手数料は、**現行のとおり**です（新規 20,000 円、更新 10,000 円）。

(6) その他

排水設備の技術基準や設置手続については「排水設備の設置基準」（2025）に沿って施行してください。

※ 廿日市市ホームページを参照してください。

【問合せ先】

廿日市市建設部下水道経営課営業係

電話（0829）32-5490